

令和5年第1回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年1月16日(月)午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
8番	阿部 庄一
9番	清野 敏興

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
農地係長	常陸 浩一
主任主査	福島 大佑

6. 議事

- 報告第 1号 令和5年第1回総会までの主な行事について
- 議案第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 ただいまより令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。
次第3の議事録署名人の指名についてですが、8番阿部庄一委員と9番清野敏興会長職務代理にお願いします。
それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第1回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号令和5年第1回総会までの主な行事について、事務局よりご報告いたします。議案の1ページになります。
1月10日農地法申請等現地調査、町内において、阿部謙一委員、星委員、加藤委員、小野委員、事務局で実施しております。以上です。

会 長 ただいま、事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。
議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から5番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明致します。これにつきましては、農地の賃貸借権を賃貸人と賃借人の合意による解約が、その解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した場合には、農地法第18条第6項の規定により農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されておるため提出されたものであります。

1番から5番については、全て賃借人が同じであるため一括で説明します。議案の2ページから3ページになります。賃貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案の記載とおりであります。これにつきましては、賃借人の都合により、令和4年11月27日付けで賃貸借の解約をし、令和4年12月31日付けで土地の引き渡しをするものであります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上であります。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から5番を原案どおり承認いたします。

議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から13番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画案に係る意見を求められているため提出するものです。

利用権設定の1番から13番について説明致します。議案の4ページから6ページをご覧下さい。賃貸人・賃借人・届出のあった農地・貸借期間は議案に記載のとおりです。

賃借料は、1番から3番は10アール当たり10000円、4番から6番は10アール当たり5000円又は米30kg、7番は10アール当たり2000円、8番は10アール当たり5000円、9番から12番は10アール当たり米30kg、13番は10アール当たり5000円です。

なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から13番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第3号農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番を説明いたします。議案は7ページ、資料は1ページから3ページになります。計画者、申請地は議案に記載のとおりであります。変更はありません。

この申請は、平成31年3月29日に福島県知事より農地の転用許可を受けておりましたが、議案に記載の通り、転用内容の一部変更による事業計画変更申請であります。防除施設の概要については、議案に記載されているとおりですが、工事をすでに終了しております。申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に基づき準工業地域として定めているエリアの中にありますので、第3種農地であります。第3種農地であるため、承認の要件を満たしております。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上であります。

会長

この件に関しましては、1月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部(謙)委員

議案第3号農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1月10日に星美代子委員、加藤博委員、小野裕康委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明致します。議案7ページと資料の1ページから3ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページの記載とおりでありますが、すでに車庫兼倉庫として建築は終わっております。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおり、他の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会長

質疑に入る前に、何か補足説明があればお願いします。

〔発言する人なし〕

会長

それでは議案第3号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

はい、後藤委員。

後藤委員

はい。この件自体は良いのですが、この申請者について数年前に指導しても従わなかった経過があると思いますが、前任者からもよく見ておいてねと様なことで念を押された経過があり、事務局も大変苦勞したのではないかと思います、その後その問題は怎么样了のですか。

会 長

事務局。

事務局長

ただいまのご質問であります、農地法の違反転用の部分にも関わる部分でありますご質問の件ですが、今回提出させて頂いたのは変更の部分ということで、何点かこの申請者の案件で今後藤委員からありましたような案件がまだ残っております。一つ一つこういった形で農業委員会へ出させて頂いて処理を進めていきたいということで、今は行政書士に間に入って頂いて処理を進めておりますので、こういった形で整理ついたものから一つ一つ解決していきたいと事務局で勧めております。以上です。

会 長

後藤委員。

後藤委員

まとめて解決した方が良いのではないのでしょうか。

会 長

事務局。

事務局長

事務局としても今言われたように全てまとめて届出してくださいとお願いしたところでしたが、整理がついたのがこの一つだけということで後はできる限りまとまった形で整理していければと思いますのでよろしくお願ひします。

会 長

後藤委員より質問がありましたが、過去においてこの申請者においては、いろいろな問題が過去においてあったわけですが、本来なら今までの問題点を全部解決して貰えば一番なのですけれども、今回事務局の方でまず一つの案件を出して貰う、次に追隨するように解決する方法をやっていかないと、これが一番大切なことだと思うので、これからも一つくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

後藤委員それに対して何かありますか。

後藤委員

ございません。

会 長 そういうことで、我々もこれからこの方に関しては特にいろいろな問題が出てくるケースがありますので、注視していく必要があると思いますので関連の農業委員の方々、地区の方も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

 そのほかございませんか。

 〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

 〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第3号農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番は原案のとおり「承認」とする意見を福島県知事へ送付いたします。

 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は8ページ、資料は4ページから6ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案の記載とおりであります。転用目的は建売住宅5棟で、農地の売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定による用途区域として第1種中高層住居専用地域に指定されているため、第3種農地と判断されます。よって、許可の要件を満たしていると考えております。

 なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 この件に関しましては、1月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部(謙)委員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1月10日に星美代子委員、加藤博委員、小野裕康委員、私と事務局で現地調

査したことを報告いたします。

1 番を説明致します。議案 8 ページと資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の 4 ページから 5 ページの記載とおりでありますが、申請地は南に向かって傾斜のある土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおり、他の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、何か補足説明があればお願いします。

〔発言する人なし〕

会 長 それでは議案第 4 号の 1 番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和 5 年第 1 回農業委員会総会を閉会いたします。